

地方のデジタル化の推進について

地方公共団体の基幹系情報システムの統一・標準化の取組は、デジタル社会実現の基盤となり、住民の利便性の向上や行政運営の効率化につながるものと期待しており、国・地方を通じた行政のデジタル化を円滑に推進するためにも、国の支援のもと早急に着手し着実に進めていくべきものである。

一方で、地方のシステムの整備状況や更新時期等は様々であることから、統一・標準化の取組に当たっては、運用の実態を踏まえた現実的なスケジュール、システム構成とするため、住民サービスの提供や住民情報の管理を担う地方公共団体との十分な調整が必要である。

また、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）については、今後、デジタル社会の構築に向けた動きが加速する中において、国のデジタル政策との連携やそれを支える安定的なシステム運用に必要な財源の国費措置、技術革新等に対応できる専門性を備えた人材の確保など、組織の抜本的強化を着実に進める必要がある。

J-LISは、かねてより、地方公共団体の負担により、地方交付税の算定業務や、住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）、地方公共団体間の通信ネットワーク（LGWAN）の運用などの業務を共同して実施していた法人を、マイナンバー制度の創設に伴い改組し、平成26年4月に我々が地方共同法人として設立した。

マイナンバー制度に関する経費には国費措置が行われているが、現在も原則として地方公共団体の負担によって運営されており、以上のようなこれまでの経緯や地方公共団体の事務を担っていることを十分に踏まえて組織を強化すべきである。

その上で、地方公共団体の情報システムの統一・標準化とJ-LISの抜本的強化については、我々の意見を丁寧に聴いた上で、全国の地方公共団体が協力し、国と手を携えてデジタル社会の構築に向けて取り組むことができるようにすべきである。

令和2年11月20日

全 国 知 事 会
全 国 市 長 会
全 国 町 村 会